

回 覧

令和4年12月 1日

町民の皆さまへ

町立学校の適正規模・適正配置等基本方針（改訂）に関する 説明会の開催について

日頃より当町教育行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当町では少子化の影響により学校の小規模化が進んでいることから、平成30年度に「横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針」を策定いたしました。

こうした中、全国的に少子化の波に歯止めがかからない状況が続き、子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針による横芝小学校の改築工事完了の時期や小規模校における就学児童の見込み状況から、各分野の代表者を委員とする「横芝光町立学校適正配置等検討委員会」を設置し協議・検討を重ね令和4年10月に答申を受けました。

町では最適な教育環境の実現を目指すため「横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針（改訂版）」の素案を策定いたしました。

つきましては、この基本方針（改訂）に関する対象となる学区の住民説明会を開催しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

- | | | |
|-----------|----------------|----------|
| 1. 日時及び会場 | 12月10日（土）午後3時～ | 上堺小学校体育館 |
| | 12月11日（日）午後3時～ | 日吉小学校体育館 |
| | 12月17日（土）午後3時～ | 横芝小学校体育館 |
| | 12月18日（日）午後3時～ | 光小学校体育館 |

- | | |
|----------|------------------------|
| 2. そ の 他 | 会場の小学校区以外の方も自由にご参加ください |
|----------|------------------------|

- | | |
|-----------|---------------------|
| 3. 問い合わせ先 | 横芝光町教育委員会 教育課 |
| | 電話：0479-84-4116（直通） |

素案

横芝光町立小中学校の
適正規模・適正配置等基本方針

《改訂版》



©横芝光町 2013

～「生きる力」を育むことができる教育環境の実現のために～

平成30年7月策定

令和 年 月改訂

横 芝 光 町

1 基本方針改訂の趣旨

平成30年度に「横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針」（以下「基本方針」という）を策定されました。

基本方針の策定から、4年が経過する中で、令和2年4月に過小規模校であった、大総小学校は横芝小学校と統合し横芝小学校に、南条小学校は東陽小学校と統合し光小学校を開校いたしました。

こうした中、全国的に少子化の波に歯止めがかからない状況が続き、子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針による横芝小学校の改築工事完了の時期や小規模校における就学児童の見込み状況から、懸念される時期（複式学級）が予測されるため、町長から対象となる学校について諮問があり、各分野の代表者を委員とする「横芝光町立学校適正配置等検討委員会」で協議・検討を重ね令和4年10月に答申されました。

町では、検討委員会からの答申を尊重し、将来を担う子ども達の教育効果を第一に考え、少子化に対応した教育環境を図るため、状況の変化等を踏まえ「基本方針の改訂版」を策定するものです。

答申書の内容（令和4年10月7日提出）

【対象となる学校】

- (1) 上堺小学校と横芝小学校を統合し、新たな学校の位置は、横芝光町横芝1800番地、校名は横芝光町立横芝小学校とし、統合の時期は、令和8年4月に統合することが望ましい。
- (2) 日吉小学校と光小学校を統合し、新たな学校の位置は、横芝光町宮川4655番地、校名は横芝光町立光小学校とし、統合の時期は、令和8年4月に統合することが望ましい。
- (3) 白浜小学校
小規模校である白浜小学校は、児童数の推移等を注視し将来的に複式学級が生じると懸念される時期もしくは、光小学校の学級編制の状況を考慮しながら適正化を検討します。

【付帯意見】

- (1) 保護者、地域住民から今後も学校に対して支援をいただけるよう、説明会等を通じて、学校統合の必要性や進め方を十分に説明してください。
- (2) 統合後、統合される児童の通学は、スクールバスの運行を図ると共に、交通安全の観点から安全確保を十分に検討し、その対策に努めてください。
- (3) 児童や保護者の精神的な負担を軽減するため、統合前から交流するなどの取り組みを行ってください。
- (4) 統合に際しては、児童の受け入れに対応するため、施設の整備を図ってください。
- (5) 統合までに検討すべき事項は多くありますので、課題を整理し準備を進めてください。
- (6) 在校生、卒業生や地域住民の学校に対する思いに対して、記念行事等の配慮をしてください。

2 当町の児童生徒数の推移（令和10年度見込）

【児童生徒数及び普通学級数の見込み】

（単位：人・学級）

区分	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
横芝小	380 (13)	415 (13)	391 (12)	369 (12)	393 (12)	390 (13)	370 (13)	352 (13)	339 (13)	337 (13)
上堺小	98 (6)	94 (6)	93 (6)	97 (6)	106 (6)	98 (6)	91 (6)	90 (6)	79 (6)	72 (6)
光小	268 (12)	315 (12)	306 (12)	301 (12)	283 (12)	267 (12)	255 (12)	235 (12)	222 (11)	211 (10)
白浜小	118 (6)	119 (6)	121 (6)	114 (6)	103 (6)	109 (6)	104 (6)	99 (6)	83 (6)	80 (6)
日吉小	76 (6)	75 (6)	77 (6)	74 (6)	67 (6)	62 (6)	56 (6)	48 (5)	44 (4)	37 (4)
大総小	37 (4)									
南条小	39 (5)									
小学校計	1,016	1,018	988	955	952	926	876	824	767	737
横芝中	313 (9)	292 (9)	298 (9)	283 (9)	260 (8)	239 (7)	203 (6)	250 (6)	247 (6)	227 (6)
光中	263 (9)	251 (9)	256 (9)	260 (9)	265 (9)	265 (8)	256 (7)	251 (7)	241 (7)	233 (7)
中学校計	576	543	554	543	525	504	459	501	488	460
合計	1,592	1,561	1,542	1,498	1,477	1,430	1,335	1,325	1,255	1,197

※（ ）の数値は普通学級の数。

※令和元年度から各年5月1日現在の数、令和5年度からの数値は推計数となります。

※令和2年4月1日統合：（大総小学校+横芝小学校）（南条小学校+光(東陽)小学校)

3 小中学校における標準規模・学級編制等の基本的事項



公立小中学校は、法令等で学校規模や通学区域等に関する基準が規定されています。

1) 小中学校における標準規模の基準

根拠法令：学校教育法施行規則第41条及び第79条

➡ 小学校及び中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。

2) 学級編制（普通学級）の基準

根拠法令：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条
千葉県公立小中義務教育学校学級編制基準

➡ 1学級の児童生徒数は、40人を基準（小学校の第1学年から第3学年までの各学年については35人）とし、都道府県の教育委員会が定める。

※国及び千葉県が定める1学級当りの児童生徒配置基準（令和4年度）（単位：人）

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
小学校	国・県	35	35	35	40	40	40
中学校	国・県	40	40	40	—	—	—

3) 通学区域及びに通学距離の基準

根拠法令：義務教育諸学校等の設備費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

➡ 通学距離については、小学校で概ね4キロメートル以内、中学校では概ね6キロメートル以内を基準とする。

4 町立小中学校の適正規模・適正配置の基本方針（検討対象校）



平成30年7月策定の基本方針に基づき、学校施設の状況や児童生徒数の推移から検討する時期にきていることから、検討委員会の答申を尊重し児童生徒のより良い教育環境の確保に取り組みます。なお、学校適正配置を進めるにあたっては、地域の歴史や学校との社会的な繋がりなどの地域特性に留意すると共に、関係する地区住民の皆様には十分な説明を行い、理解を得るよう努めます。

1) 検討校

① 上堺小学校

上堺小学校と横芝小学校は、令和8年4月を目途に統合を進めます。

統合後の学校施設は、令和7年度に完成する横芝小学校の校舎とし、統合後の校名は、横芝光町立横芝小学校とします。

※上堺小学校は、子どもたちにより良い教育環境づくりを提供することに視点を置き、横芝小学校の改築建設に伴い、新校舎が整備され横芝小学校との統合を進めます。



② 日吉小学校

日吉小学校と光小学校は、令和8年4月を目途に統合を進めます。

統合後の学校施設は、現在の光小学校の校舎とし、統合後の校名は、横芝光町立光小学校とします。

※日吉小学校は、令和8年度に複式学級が生じると見込まれる時期となります。

学校においては、各教科・特別活動等の学習内容によっては、グループ編制ができる一定規模の児童数の確保が必要であり、児童により良い教育環境で学習活動が展開できる観点から、光小学校との統合を進めます。

2) 小学校（小規模校）

白浜小学校

児童数の推移等を注視し、将来的に複式学級が生じると懸念される時期もしくは、光小学校の学級編制の状況を考慮しながら適正化を検討します。

※白浜小学校は、就学予定者の推計から現状の規模を維持することが見込まれることから、平成30年度に策定した基本方針の考え方に基づいた内容を継続します。

学習面では学校間のより一層の連携・交流により、集団としての学びとなる合同授業等で柔軟に学習集団を編制する取組を図ると共に、施設面では統合の時期を検討する際には、光小学校の施設改修の検討・計画の状況を考慮しながら適正化を検討します。

3) 中学校

現在の横芝中学校と光中学校は、国が示す学校規模の基準ではそれぞれ小規模校ですが、当面は現配置を維持することとします。しかし、両校とも生徒数の減少は見込まれるため、将来的には統合を検討すべきと考えます。

5 学校適正配置（改訂）の主なスケジュール

学校適正配置を進める際には、対象となる学校、就学中の児童生徒とその保護者、関係する地域地区の住民の方々に対して十分な説明と理解を得ることが必要なため、下記のスケジュールを進めます。

- ①小学校区の保護者、地区住民を対象とした説明会の開催
- ②パブリックコメントの実施
- ③町小学校及び中学校設置条例の一部改正
- ④学校間交流事業の実施（合同授業、合同行事）
- ⑤(仮称)学校統合準備委員会の設置
- ⑥PTA 組織の改編や規則改正
- ⑦スクールバス運行経路の決定及び交通安全の対策
- ⑧閉校式、開校式の挙行



©横芝光町 2013